

北海道防衛局非常勤務態勢に関する達を次のように定める。

平成29年3月31日

北海道防衛局長 吉田 廣太郎

北海道防衛局非常勤務態勢に関する達

北海道防衛局非常勤務態勢に関する達（平成26年北海道防衛局達第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 速報要領（第5条－第7条）
- 第3章 非常勤務態勢（第8条－第12条）
- 第4章 情報連絡室及び対策本部（第13条－第20条）
- 第5章 帯広防衛支局（第21条）
- 第6章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この達は、北海道防衛局（以下「局」という。）における非常勤務態勢及び速報要領等について、緊急事態等、武力攻撃事態等、存立危機事態、緊急対処事態及び重要影響事態（以下「各種事態」という。）に対応するため必要な事項を定めるとともに、北海道防衛局本局（以下「本局」という。）における地方施設整備調査チームの設置等に関する必要事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急事態等 緊急事態等が発生した際の速報について（防官文第2623号。20.3.7）の別紙に掲げる事態をいう。
- (2) 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第2号及び第3号で定義された武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
- (3) 存立危機事態 事態対処法第2条第4号で定義された存立危機事態をいう。
- (4) 緊急対処事態 事態対処法第22条第1項で定義された緊急対処事態をいう。
- (5) 重要影響事態 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）第1条で定義された重要影響事態をいう。
- (6) 地方施設整備調査チーム 中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置について（防経施第3977号。24.3.28）に基づく地方施設整備調査チームをいう。
- (7) 内部部局等 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部又は防衛装備庁の内部部局をいう。
- (8) 部隊等 自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁の施設等機関をいう。
- (9) 地方公共団体等 地方公共団体その他北海道地域における関係機関をいう。

（適用の範囲）

第3条 北海道及び周辺海域における各種事態の局の対応については、特段の定めがない限り、この達の定めるところによる。

2 駐留軍関係の重大事故、重大事件及びその他の事態における対策本部の構成については別途定める。

（見直し）

第4条 防衛省・自衛隊の各種事態の対応に係る各種計画や規則類

の変更、その他の情勢の変更等を踏まえ、適宜本内容につき見直しを行い、必要があると認めるときはこれを改正する。

第2章 速報要領

(各種事態の認知時の速報態勢)

第5条 局の職員が自ら各種事態を認知した場合は、別図第1により勤務時間内（休日等を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分）においては別表第1による担当課（以下「担当課」という。）、担当課へ連絡できない場合は地方調整課へ通報し、勤務時間外においては当直に対して通報を行う。

2 当直は、前項の通報を受けた場合又は自ら各種事態を認知した場合には、直ちに担当課長等（担当課の長又はその予備者。ただし、担当課へ連絡できない場合は地方調整課長又はその予備者をいう。以下同じ。）へ速報し、その指示に従う。ただし、通報内容が秘密保全上特別の配慮を必要とする場合においては、北海道防衛局長（以下「局長」という。）が指示するところとする。

3 担当課の長は、あらかじめ予備者を職務で指定し、それらの氏名及び連絡先を当直室及び地方協力局地方協力企画課地方企画室（以下「地方企画室」という。）に登録するものとする。

4 担当課長等は、各種事態の発生につき、部隊等若しくは職員から連絡を受けた場合又は自ら各種事態を認知した場合は、直ちに次の(1)から(6)までに掲げる者又は部署に対し、直接、速報しなければならない。ただし、(7)から(9)に該当する場合は、この限りではない。

(1) 担当課を所掌する部長

(2) 局長（ただし、局長に連絡できない場合は局次長とし、局次長に連絡できない場合は担当課を所掌する部長とする。）（以下「局長等」という。）

(3) 防衛大臣秘書官及び防衛副大臣秘書官

(4) 内部部局等の担当部署

(5) 内閣総理大臣秘書官又は内閣総理大臣秘書官付

(6) 内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）

(7) 部隊等から自衛隊の事故等の連絡を受けた場合においては、

- (1)及び(2)に対して速報し、(3)から(6)までに掲げる者及び部署に対する速報は行わないが、必要に応じて地方企画室へ報告を実施する。
- (8) 内部部局等から連絡を受けた場合においては、(1)及び(2)に対して速報し、(3)から(6)までに掲げる者及び部署に対する速報は行わない。
- (9) 各種事態に係る情報が報道、内閣総理大臣官邸又は関係省庁から得られたものである場合は、特に必要な場合を除き、(1)から(4)に対して速報し、(5)及び(6)に対する速報は行わない。
- 5 局長等は、各種事態の発生について報告を受けた場合には、事案の内容により、重複をいとわず、直ちに防衛大臣及び防衛副大臣（防衛大臣が東京を離れる場合に代理で対応できる防衛大臣政務官が指定されているときは当該防衛大臣政務官を含む。）に対し、直接、速報しなければならない。

（担当課への引継ぎ及び報告）

第6条 局の職員又は当直が担当課の長及びその予備者へ速報できない場合、連絡を受けた地方調整課長又はその予備者は、前条に規定する速報を終了した後、直ちに、担当課に対して、速報に係る情報等を伝達し引継ぎを行う。

- 2 担当課は、局長等に速報した事項について、局次長及び防衛補佐官に対し報告するとともに、地方調整課を通じ地方企画室に報告するものとする。

（地方公共団体等に対する通報）

第7条 担当課は、必要に応じ速報を行った事項について、局長等の了解を得た上で、地方公共団体等に情報を提供するものとする。

第3章 非常勤務態勢

（非常勤務態勢の区分）

第8条 局における各種事態の対応のための非常勤務態勢は、別表第2により3段階を基準とする。

（情報収集態勢）

第9条 担当課は、各種事態の発生が予想される場合には、部隊等

及び地方公共団体等との連絡態勢を確保し、所要の情報収集を行い、状況の推移を把握するものとする。

(非常勤務態勢の発令及び解除)

第10条 担当課長等は、別表第2のとおり各種事態が発生した場合は、局長等に報告する。

2 局長等は、前項の報告を受けた後、非常勤務態勢が必要と判断される場合は非常勤務態勢の発令を行う。

3 非常勤務態勢における勤務者は、別表第3のとおりとする。

4 局長等は、非常勤務態勢発令後の状況の推移に応じ、勤務者を変更することができる。

5 非常勤務態勢の解除は、局長等が行う。

(職員の参集)

第11条 担当課は、別図第2により、各非常勤務態勢における関係職員を参集させる。

2 別表第3により各非常勤務態勢に指定された職員は、各非常勤務態勢の発令を受けた場合、直ちに参集し登庁した職員から逐次業務を実施する。

3 初動作業班に指定された職員は、勤務時間外において各種事態を認知した場合又は予測される場合は連絡を待つことなく直ちに自主登庁する。

4 別表第3により第1種勤務に指定された職員は、原則として2時間以内に登庁できる態勢をとる。当該職員が出張、休日等でこの態勢をとることができない場合、当該職員の所属する課の長があらかじめ代理者を指定する。

なお、2時間以内に登庁できる態勢とは、各種事態における道路の損壊等を考慮せず、公共交通機関又は通常の通勤手段をもって2時間以内に登庁できる態勢をいう。

5 参集する職員は、出勤経路上が震災等で通行不可能な場合において、その旨を担当課、情報連絡室又は対策本部へ連絡する。

(職員の安否確認及び参集状況の掌握)

第12条 各種事態が本局、帯広防衛支局及び千歳防衛事務所の所在地及びその近傍市町村で発生し、非常勤務態勢が発令された場合

は、担当課長等から局長等へ安否確認の実施の指示を仰ぐ。

- 2 担当課長等は、局長等から安否確認の実施の指示を受けた場合は、勤務時間内においては地方調整課地方協力確保室（以下「地方協力確保室」という。）、勤務時間外においては当直に安否確認の実施を指示する。
- 3 担当課長等から指示を受けた地方協力確保室又は当直は、各課等（本局の各課、帯広防衛支局の各課及び建設計画官、千歳防衛事務所をいう。以下同じ。）の長及び各課等の長が指定する職員（以下「各課等責任者（正・副）」という。）へ各課等の職員及びその家族の安否確認の指示を行う。
- 4 各課等責任者（正・副）は、各課等の職員及びその家族の安否情報と各課等の職員の参集状況を集計し、総務課人事担当者へ提出する。
- 5 総務課人事担当者は、各課等の安否情報及び参集状況を整理して、総務課長に報告するとともに、局長、局次長、各部長及び大臣官房秘書課に報告する。

第4章 情報連絡室及び対策本部

（情報連絡室の設置）

第13条 局長等は、第1種非常勤務態勢を発令した場合は情報連絡室を設置する。

- 2 局長等は、事態の推移に応じ、情報連絡室を対策本部に改組し、又は閉鎖する。

（情報連絡室の構成）

第14条 情報連絡室の構成は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡室長 各種事態に応じた担当課長
- (2) 情報連絡室員 第1種勤務に指定された職員のほか、必要に応じて情報連絡室長が指定する者

- 2 情報連絡室長は、情報連絡室の業務を総括する。
- 3 情報連絡室員は、情報収集等の情報連絡室の業務を行う。
- 4 防衛補佐官は、情報連絡室の業務に係る全般的な助言を行う。

（対策本部の設置）

第15条 局長等は、第2種又は第3種非常勤務態勢を発令した場合

は対策本部を設置するものとする。

- 2 局長等は、事態の推移に応じ、対策本部を情報連絡室に改組し、又は閉鎖する。

(対策本部の構成)

第16条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長 局長

(2) 本部長 局次長、防衛補佐官、会計監査官、統括調整官、総務部長、企画部長、調達部長、管理部長及び調達部次長とし、必要に応じて帯広防衛支局長及び千歳防衛事務所長並びにその他本部長が指定する者とする。

- 2 本部長は、対策本部の事務を総括する。

- 3 局長が不在の場合は、局次長が本部長を代行する。局次長が不在の場合は担当課を所掌する部長が、これを代行する。

(事務局の設置)

第17条 対策本部には、事務局を設置する。事務局の構成は次のとおりとする。

(1) 事務局長 担当課を所掌する部長

(2) 事務局員 第2種勤務に指定された職員のほか、必要に応じて事務局長が指定する者

- 2 事務局長は、事務局業務を総括する。

- 3 事務局は、総括班、広報班、情報・調整班、対米連絡班の4つの班及び連絡要員で構成する。ただし、対米連絡班は必要に応じて設置する。

(対策本部会議)

第18条 本部長は、各種事態に関する対処方針その他の重要事項を審議する必要があるときは、対策本部会議を開催するものとする。

(現地連絡所の設置)

第19条 本部長は、各種事態の発生地における情報の収集、整理及び関係者との連絡調整並びに報道機関への対応等を円滑に行うため必要と判断する場合は、現地連絡所を設置することができる。

(地方施設整備調査チームの設置等)

第20条 中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの設置について（防経施第3977号。24.3.28）に基づき、平素から地方施設整備調査チームを設置する。

2 地方施設整備調査チームの構成は次のとおりとする。

(1) 地方チーム長 局長

(2) 副地方チーム長 調達部長

(3) 地方チーム員 地方チーム長が指定する者

3 地方チーム長は、地方施設整備調査チームの事務を総括する。

4 局長が不在の場合は、局次長が地方チーム長を代行する。局次長が不在の場合は担当課を所掌する部長が、これを代行する。

5 副地方チーム長は、地方チーム長を補佐する。

6 地方チーム長は、部隊等、在日米軍及び地方公共団体等からの要請に応じて、地方チーム員を派遣し技術的な支援を行う。

7 帯広防衛支局における地方施設整備調査チームについては、帯広防衛支局長が設置等に関する事項について別途定める。

第5章 帯広防衛支局

（帯広防衛支局の非常勤務態勢）

第21条 帯広防衛支局管内における自衛隊施設の建設工事中の重大事故が発生した場合の対応及び各種事態の発生時における対応の細部のほか特に必要と認めるものについては、帯広防衛支局長が必要な事項について別途定める。

第6章 雑 則

（平素からの準備）

第22条 各部は、各職員が各種事態の発生時にとるべき行動を把握し、迅速かつ的確な対応がとることができるよう、部内の呼集系統を確立するとともに、防衛補佐官の協力を受けつつ、必要に応じて教育用資料の作成・配付等により、本達等の関係職員への周知に努める。

2 各課等は、平素から別記様式第1号の「職員の連絡先一覧表」を作成し、総務課人事担当者に提出するとともに、総務課人事担当者は、別記様式第2号の「各課等責任者（正・副）連絡先一覧表」を作成し、地方協力確保室へ提出する。

- 3 担当課は、各種事態の発生後に連絡調整が必要となる防衛省・自衛隊の関係者や地方公共団体等の担当者について、勤務時間内外いずれにおいても速やかに連絡ができるよう、連絡先を把握し整理する。
- 4 担当課は、防衛補佐官の協力を受けつつ、各種事態を想定した教育訓練を実施するとともに、部隊等や地方公共団体等が主催する訓練等に参加し各種事態における対処要領の向上に努める。
- 5 総務課及び調達計画課は、地方チーム員に指定した職員に対して、必要となる資格（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等）の取得を奨励するとともに、その練度を維持するため所要の措置を講じる。
- 6 総務課、会計課及び地方調整課は、平素から相互の連携を図りながら非常時に備えた備蓄品等の確保及び被災時における什器（書庫、事務機器等）の転倒、落下等の防止に努める。
- 7 地方調整課は、前各項に規定する措置について、毎年度1回以上は防衛補佐官の指導を受けつつ確認を行い、確認結果について局長へ報告する。

（その他）

第23条 この達に定めるもののほか、実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年12月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

各種事態における担当課

1 大規模自然災害

事 態		担当課
(1) 地震・津波災害	地震又は津波により重大な人的・物的被害が生じるもの	地方調整課
(2) 風水害	台風、集中豪雨等に伴う洪水、土砂、高潮等により重大な人的・物的被害が生じるもの	
(3) 火山災害	火山の噴火等に伴う溶岩流、火砕流又は山体崩壊、火山泥流等により、周辺市街地等において重大な人的・物的被害が生じるもの	
(4) 雪害	大規模な雪崩等により重大な人的・物的被害が生じるもの	
(5) その他の自然現象により重大な人的・物的被害が生じるもの		

2 重大事故

事 態		担当課	
(1) 自衛隊及び米軍以外の海上又は航空に係る事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの		地方調整課	
(2) 原子力関係事故であって次に掲げるもの	ア 原子力施設から放射性物質が放出された場合その他事故の影響が周辺に及ぶもの		
	イ 原子力施設における火災その他の事故（放射性物質の放出の有無を問わない。）		
	ウ 核燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同じ。）又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機の衝突、沈没等の事故（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）		
	エ アからウまでに掲げるもののほか、社会的影響の大きなもの		
(3) 船舶、海洋施設等からの大規模な油流出事故であって、領海内等において被害が生じるもの	在日米軍	業務課	
(4) 危険物、ガス、毒劇物、火薬類等（以下「危険物等」という。）の流出事故であって次に掲げるもの	ア 危険物等の貯蔵施設等からの大量流出等その影響が周辺に及ぶもの	在日米軍	業務課
	イ 危険物等を輸送する車両、船舶又は航空機の衝突、沈没等の事故により、危険物等が大量に流出するもの（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）		地方調整課
		在日米軍	業務課
(5) 大規模な火災、コンビナート事故、爆発その他の事故であって、重大な人的・物的被害が生じるもの		地方調整課	

事 態	担当課
(6) 自衛隊・在日米軍の艦船・航空機等の事故、自衛隊・在日米軍の部隊訓練中の事故等であって死者又は行方不明者を伴うものその他社会的影響の大きなもの（国外の自衛隊に関する事案を含む。）	地方調整課
	在日米軍 業務課
(7) 我が国要人に関する事故で特異なもの（国外の事案を含む。）	地方調整課

3 重大事件

事 態	担当課	
(1) 核・放射性物質、生物剤、化学剤又は大量の爆薬を使用したテロ・ゲリラ事件その他大量殺傷型テロ事件	地方調整課	
(2) 次に掲げる原子力施設等に対するテロ・ゲリラ事件	ア 原子力施設への不審者の侵入又は攻撃 イ 我が国に係る核燃料物質又は高レベル放射性廃棄物を輸送する船舶、車両又は航空機に対する攻撃、略取等（我が国に係る輸送については国外の事案を含む。）	
(3) 次に掲げるテロリズム関係事件であって、社会的影響が大きなもの	ア 我が国要人に対するテロ・ゲリラ事件（国外の事案を含む。）	
	イ 日本滞在中の外国要人に対するテロ・ゲリラ事件	
	ウ 自衛隊又は在日米軍に対するテロ・ゲリラ事件（自衛隊については国外の事案を含む。）	在日米軍 業務課
	エ ウに掲げるもののほか、政府関係施設及び地方公共団体関係施設に対するテロ・ゲリラ事件	地方調整課
	オ 電気・ガス・水道・通信網・公共交通機関等のライフラインに対するテロ・ゲリラ事件	
	カ アからオまでに掲げるもののほか、重要なテロ・ゲリラ事件	
(4) 次の一以上を満たすハイジャック、シージャック事件	ア 日本国籍の航空機、船舶等に係るもの	
	イ 犯人が日本人であるもの	
	ウ 乗客の多数が日本人である航空機、船舶等又は我が国要人が搭乗中の航空機、船舶等に係るもの	
	エ 日本に到来する可能性の高いもの（スケジュール上次の寄港地が日本の海空港である航空機、船舶等に係るもの、犯人が日本を到着地とすることを要求しているもの等）	
	オ 日本が管轄する飛行情報区又はおおむね2時間以内に日本の海空港に到着可能な領域に当該航空機、船舶等があるもの	
(5) 不審船事案		
(6) 外国艦船又は潜没潜水艦による我が国領海の侵犯（外国軍艦による海洋法に関する国際連合条約第19条第2項及び第20条に該当する事案を含む。）		
(7) 我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの打上げ又は発射		

事 態		担当課	
(8)	大規模な騒乱、暴動、パニック等	地方調整課	
(9)	次に掲げる外国 軍用機による事 件等		ア 外国軍用機による我が国の領空の侵犯及び我が国領土内への強行 着陸等
	イ 我が国近傍での外国軍用機による民間旅客機の撃墜等		
	ウ 諸外国における軍事衝突、クーデター又は内乱のうち、我が国に 重大な影響を及ぼすもの		
(10)	自衛隊が派遣されている国等における武力衝突		
(11)	(1) から (10) まで以外の事件であって重大な人的・物的被害が生じるもの		

4 その他の事態

事 態		担当課	
(1)	我が国周辺諸国からの大量避難民の日本への到着	地方調整課	
(2)	日本国籍の船舶、航空機等に対する銃撃、逮捕、妨害行為等		
(3)	我が国の主権が及ぶ海域において外国船舶等により政治的意図をもって行われる不法行為		
(4)	我が国周辺諸国による核実験の実施		
(5)	自衛隊員による服務事故であって社会的影響が大きいもの（殺人・強盗等）	総務課	
(6)	2に定めるもの のほか、防衛省・ 自衛隊の装備品等 の製造中、研究開 発中、試験中、修 理中及び保管中に おける事故（装備 品等の亡失を含 む。）等で社会的 影響が大きいもの	ア 左記の事項のうち、誘導武器（ミサイル等）並びにこれらに付随す る器材に関するもの	調達計画課
		イ 左記の事項のうち、通信器材、電波器材及び電子計算機並びに火器、 弾火薬類、車両及び施設器材、化学器材その他の器材並びにこれらに 付随する器材並びに食糧その他の需品に関するもの	
		ウ 左記の事項のうち、船舶並びにこれらに付随する器材に関するもの	
		エ 左記の事項のうち、航空機及び航空機搭載火器並びにこれらに付随 する器材に関するもの	
		オ 左記の事項のうち、研究に関するもの	
		カ 左記の事項のうち、衛生資材に関するもの	
		キ 左記の事項のうち、アからカまでのいずれかに該当するか判断でき ない場合	
		ク 左記の事項のうち、自衛隊施設に係る事故（防衛省における自衛隊 の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）に規定する 直轄工事、部隊施工工事及び部隊外注工事並びに民間資金等の活用によ る自衛隊の施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）に 規定する特定事業として実施される工事に当たって発生したものを含む。）及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条に規定する土木工 事等の受託による工事中の事故であって重大な人的・物的被害が生じる もの（帯広防衛支局管内において発生するものを除く。）	

事 態	担当課
(7) 自衛隊員による重大な秘密保全事故	総務課
(8) 防衛省・自衛隊に対する重大なサイバー攻撃等（防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第5号に規定するサイバー攻撃等をいう。）	
(9) 自衛隊の病院等における医療事故等で社会的影響が大きいもの	
(10) 自衛隊における感染症の発生（重傷性、感染性等に照らし危険性の高い感染症、新感染症及び新型インフルエンザ）で社会的影響が大きいもの	
(11) 在日米軍の軍人等が公務外で起こした犯罪で社会的影響が大きいもの	業務課

5 武力攻撃事態関係

事 態	担当課
武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、存立危機事態、緊急対処事態、重要影響事態	地方調整課

別表第2（第8条関係）

非常勤務態勢区分の対象となる各種事態の例

区分・態勢		大規模自然災害、重大事故、重大事件等（北海道管内を主対象）	
初動作業班による情報収集	大規模自然災害	○ 北海道管内において台風や集中豪雨による大雨や洪水、大雪の警報発令により自治体から避難勧告が発令された場合、又は、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合	○ その他、自然災害等の重大な被害の発生が確認され、第1種非常勤務態勢の発令が予測される場合
	重大事故	○ 北海道管内における事故であって、第1種非常勤務態勢の発令が予測される場合	
	重大事件	○ 我が国周辺諸国からの弾道ミサイルの発射予告等、国際情勢の緊張増大により重大事件の発生が予測される場合	
	その他の事態	○ 北海道管内における大規模自然災害、重大事故及び重大事件以外の事態であって、第1種非常勤務態勢の発令が予測される場合	
情報連絡室	第1種勤務	大規模自然災害	○ 北海道管内で震度5強、札幌市内で震度5弱の地震により自衛隊が災害派遣で出動している場合で、一部の地域で死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合
		重大事故	○ 北海道沿岸部において3m以上の津波により自衛隊が災害派遣で出動している場合で、一部の地域で死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合
			○ 北海道管内において火山の噴火により自衛隊が災害派遣で出動している場合で、一部の地域で死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合
			○ 北海道管内において台風や集中豪雨による大雨や洪水、大雪等により、自衛隊が災害派遣で出動している場合で、一部の地域で死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合
			○ 原子力緊急事態（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外に放出された事態）の宣言がされた場合
			○ 自衛隊又は在日米軍の艦船、航空機等に係る重大事故（墜落、沈没、衝突等で大規模なもの等）による被害の発生が確認された場合
			○ 自衛隊又は在日米軍の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出等による被害の発生が確認された場合
			○ 船舶や施設等からの油や危険物の大量流出及び施設の火災等による被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合
			○ その他、上記以外の事故であって、社会的影響の大きい事故で自衛隊に対し災害派遣要請があった場合

区分・態勢		大規模自然災害、重大事故、重大事件等（北海道管内を主対象）	
情報 連絡 室	第1種勤務	重大事件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊又は在日米軍の施設等に対するテロ・ゲリラ事件による被害の発生が確認された場合 ○ その他の社会的影響が大きいと予想されるテロ・ゲリラ事件による被害の発生が確認された場合 ○ その他、上記以外の事件であって重大な被害が発生し、自衛隊が関係する場合
		その他の事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道防衛局職員又は北海道管内の部隊等に所属する自衛隊員による社会的影響が大きい服務事案（殺人、強盗等）の発生が確認された場合 ○ 自衛隊の装備品の試験中や企業での委託修理中の事故が発生し被害が確認された場合 ○ 北海道における在日米軍人等による社会的影響が大きい犯罪（殺人、強盗等）の発生が確認された場合 ○ その他、上記以外の社会的影響の大きい事態であって当局又は自衛隊が関係する場合
		武力攻撃関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道に影響を及ぼす重要影響事態 ○ 北海道に影響を及ぼす存立危機事態 ○ 道外における武力攻撃事態等及び緊急対処事態 ○ 道外における治安出動 ○ 北海道周辺における海上における警備行動
対策 本部	第2種勤務	大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道管内で震度6弱、札幌市内で震度5強の地震発生により一部の地域等で多数の死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合 ○ 北海道管内において火山噴火、洪水や土砂崩れ等により一部の地域等で多数の死傷者が発生する等の人的、物的被害が確認された場合
		重大事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力関係事故による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊又は在日米軍の艦船、航空機等に係る重大事故による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊又は在日米軍の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 船舶や施設等からの油や危険物の大量流出及び施設の火災等による人的、物的被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合 ○ その他、上記以外の事故であって、社会的影響の大きい事故による人的、物的被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合
		重大事件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊又は在日米軍の施設等に対するテロ・ゲリラ事件による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ その他の社会的影響が大きいと予想されるテロ・ゲリラ事件による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合

区分・態勢		大規模自然災害、重大事故、重大事件等（北海道管内を主対象）	
対策本部	第2種勤務	重大事件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本領土内及び北海道周辺の領海への弾道ミサイルの着弾による被害の発生が確認された場合 ○ その他、上記以外の事件であって民間への人的、物的被害が発生し、自衛隊が関係する場合
		その他の事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的影響が大きい服務事案を起こした北海道防衛局職員、北海道管内の部隊等に所属する自衛官又は犯罪を犯した在日米軍人等が逃走したり被害が甚大であるなど継続的な対応が必要な場合 ○ 自衛隊の装備品の試験中や企業での委託修理中の事故による民間への人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 危険性の高い感染症等による北海道での被害の拡大が確認された場合 ○ その他、上記以外の社会的影響の大きい事態であって当局又は自衛隊が関係し継続的な対応が必要な場合
		武力攻撃関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道における武力攻撃事態等及び緊急処理事態 ○ 北海道における治安出動
第3種勤務		大規模自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模震災による大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 大津波、火山噴火、洪水や土砂崩れによる大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合
		重大事故	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力関係事故による大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊及び在日米軍の艦船、航空機等に係る重大事故による民間への大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 自衛隊又は在日米軍の船舶や施設等からの油や危険物の大量流出による民間への大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 船舶や施設等からの油や危険物の大量流出及び施設の火災等による大規模な人的、物的被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合 ○ その他、上記以外の事故であって、社会的影響の大きい事故による大規模な人的、物的被害の発生が確認され、自衛隊に対し災害派遣要請があった場合
		重大事件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊又は在日米軍の施設等に対するテロ・ゲリラによる大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ その他の社会的影響が大きいと予想されるテロ・ゲリラによる大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ 弾道ミサイルによる大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合 ○ その他、上記以外の事件であって大規模な人的、物的被害が発生し、自衛隊が関係する場合
		その他の事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道防衛局職員、自衛官による服務事案又は在日米軍人等による犯罪の影響が深刻な社会的問題となり、広範囲にわたる対応が必要な場合 ○ 自衛隊の装備品の試験中や企業での委託修理中の事故による民間への大規模な人的、物的被害の発生が確認された場合

区分・態勢		大規模自然災害、重大事故、重大事件等（北海道管内を主対象）	
対策本部	第3種勤務	その他の事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険性の高い感染症等による国内での被害の大幅な拡大が確認された場合 ○ その他、上記以外の社会的影響の大きい事態であって当局又は自衛隊が関係し、広範囲にわたる対応が必要な場合 ○ その他、第2種非常勤務態勢が発令され、人員の増員等が必要と判断された場合
		武力攻撃関係	○ 道内において武力攻撃事態等、緊急対処事態及び治安出動の事態が発生し、大規模な民間への人的、物的被害の発生が確認された場合

(注) 対象となる各種事態の例は、あくまで一つの目安であり、実際には我が国周辺における情勢の緊迫度や被害の発生状況等を考慮して局長等が非常勤務態勢の発令及び解除を決定する。

別表第3（第10条関係）

非常勤務態勢（初動作業班）

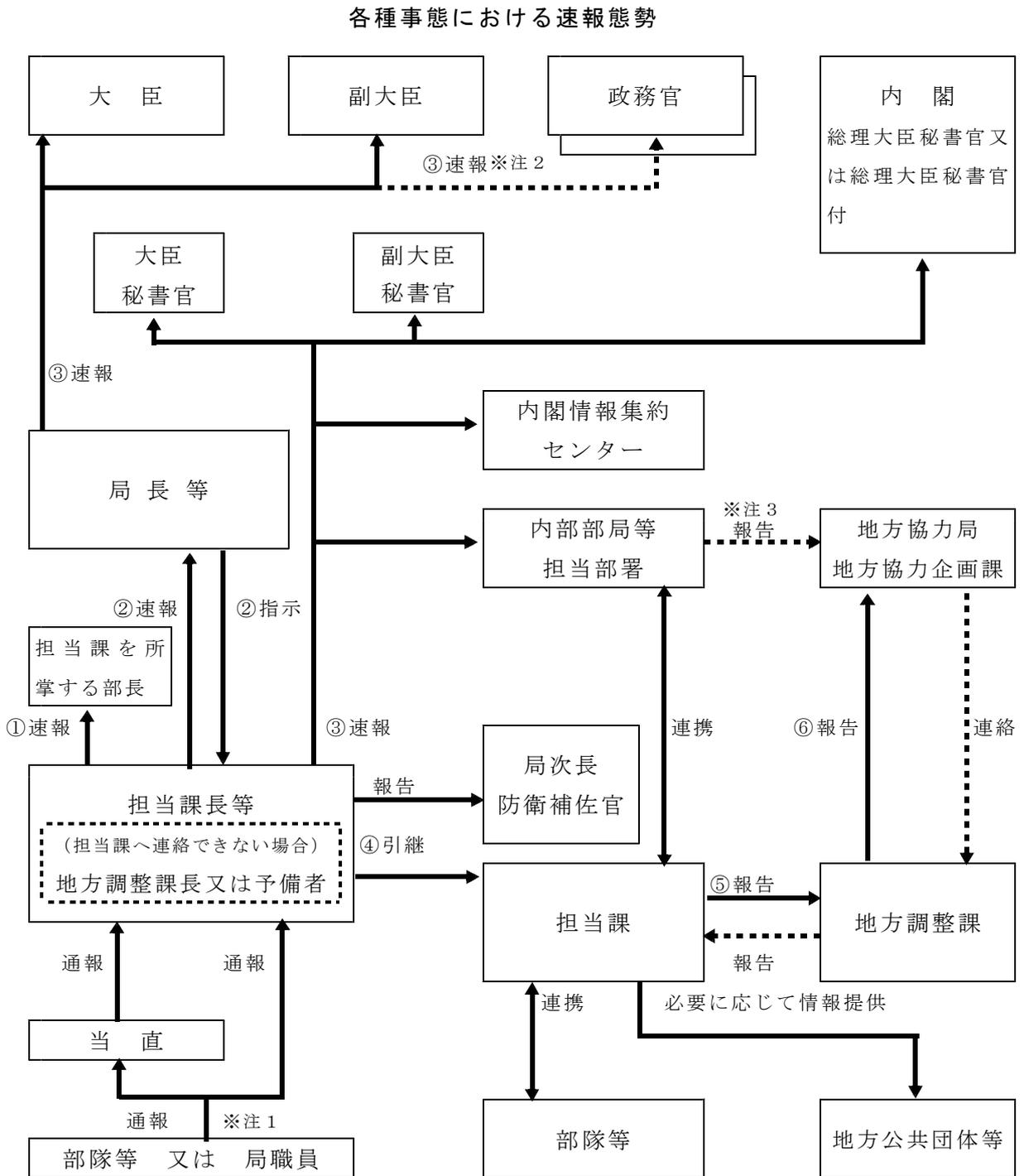
区分・態勢	所属部及び官職
初動作業班	企画部地方調整課長 総務部総務課総合調整官（専ら企画部地方調整課事務に従事する者） 企画部地方調整課地方協力確保室長 企画部地方調整課地方協力確保室調整官 企画部地方調整課地方協力確保室室長補佐 企画部地方調整課基地対策室室長補佐 企画部地方調整課地方協力確保室企画調整係長
初動作業班 ※ 104 移転訓練及び ATR 等によつて企画部機能が局外にある場合	総務部総務課長 総務部総務課課長補佐（総務、企画、審査担当） 総務部総務課総合調整官（専ら総務部総務課事務に従事する者） 企画部地方調整課地方協力確保室長 企画部地方調整課地方協力確保室企画調整係長 調達部調達計画課課長補佐（総務、企画担当） 管理部業務課課長補佐

非常勤務態勢（第1・2・3種勤務）

区分・態勢	所属部及び官職
第1種勤務	防衛補佐官 各種事態に応じた担当課長 総務部総務課課長補佐（総務、企画、審査担当） 総務部総務課課長補佐（人事、厚生担当） 総務部総務課総合調整官（専ら総務部総務課事務に従事する者） 総務部総務課総合調整官（専ら企画部地方調整課事務に従事する者） 総務部総務課企画係長 総務部会計課課長補佐（総務、会計、管理担当） 総務部会計課総務係員技能労務職員（自動車運転手） 企画部地方調整課地方協力確保室長 企画部地方調整課地方協力確保室調整官 企画部地方調整課地方協力確保室室長補佐 企画部地方調整課基地対策室室長補佐 企画部地方調整課地方協力確保室企画調整係長 調達部調達計画課課長補佐（総務、企画担当） 調達部調達計画課企画係長 管理部業務課課長補佐 管理部業務課業務係長

区分・態勢	所属部及び官職
第2種勤務	局長 局次長 会計監査官 統括調整官 総務部長 企画部長 調達部長 管理部長 調達部次長 第1種勤務に指定されている職員 総務部報道官 総務部会計課長 総務部総務課総務係長 総務部総務課人事係長 企画部地方調整課基地対策室長 企画部地方調整課企画係長 企画部地方調整課地方協力確保室協力確保係長 企画部周辺環境整備課課長補佐（施設対策担当） 企画部防音対策課課長補佐（防音担当） 調達部調達計画課課長補佐（計画調整担当） 調達部調達計画課総務係長 調達部調達計画課（課付）係長 管理部施設管理課長 管理部施設取得課長 管理部施設管理課課長補佐（行政財産第1・第2担当） 管理部業務課総務係長
第3種勤務	全職員を対象とする。

別図第1 (第5条、第6条、第7条関係)

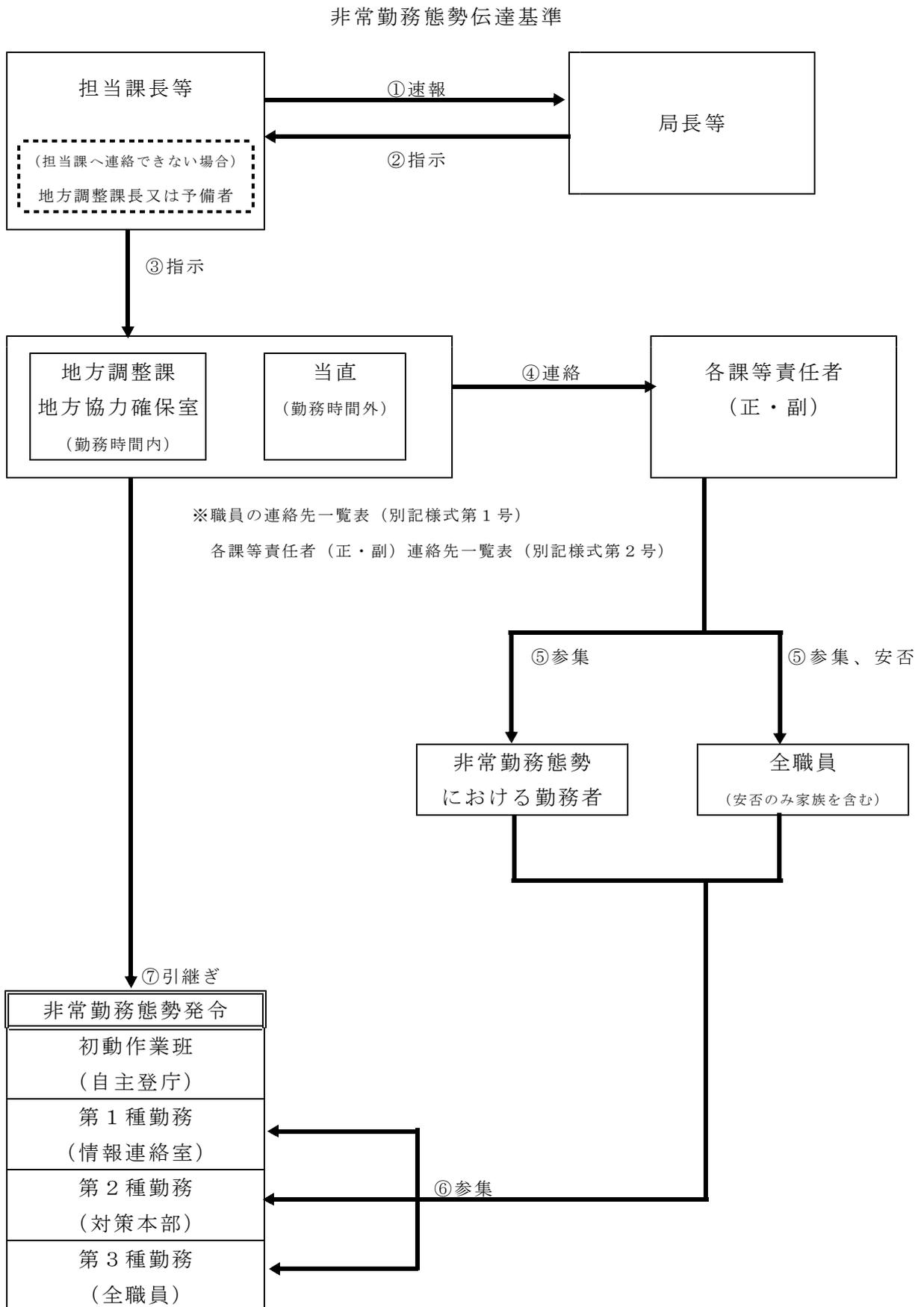


注1 各種事態を認知した場合、勤務時間内であれば担当課の長又は予備者、担当課の長又は予備者へ連絡できない場合は地方調整課長又は予備者へ通報し、勤務時間外であれば当直へ通報を行うものとする。

注2 防衛大臣が東京を離れる場合に代理で防衛大臣政務官とされている場合。

注3 内部部局等担当部署が直接情報を入手した場合は、地方協力局地方協力企画課地方企画室を通じて連絡が入る。

別図第2（第11条関係）



職員の連絡先一覧表

（部課名： ）

No.	氏名	携帯電話メールアドレス	携帯電話番号	自宅電話番号	住所	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

各課等責任者（正・副）連絡先一覧表

（北海道防衛局）

部署名		氏名	携帯電話 メールアドレス	携帯電話番号	自宅電話番号	住所	備考
総務課	正						
	副						
会計課	正						
	副						
契約課	正						
	副						
地方調整課	正						
	副						
周辺環境整備課	正						
	副						
防音対策課	正						
	副						
調達計画課	正						
	副						
事業監理課	正						
	副						
建築課	正						
	副						
土木課	正						
	副						
設備課	正						
	副						
業務課	正						
	副						
施設補償課	正						
	副						
施設管理課	正						
	副						
施設取得課	正						
	副						

各課等責任者（正・副）連絡先一覧表

（帯広防衛支局、千歳防衛事務所）

部署名	氏名	携帯電話 メールアドレス	携帯電話番号	自宅電話番号	住所	備考
総務課	正					
	副					
施設課	正					
	副					
建設課	正					
	副					
施設計画 官	正					
	副					
千歳防衛 事務所	正					
	副					